

成蹊大学教職課程における学生の受入れ、履修等に関する方針

2023年9月13日
成蹊大学教職課程

成蹊大学教職課程における、学生の受入れ、教職課程登録者に係る履修等に関する方針を次のとおり定める。

I 学生の受入れ

- 1 成蹊大学の教職課程は、教職課程の認定のある学部学科に所属する学生は、次項の教職課程登録の手続きを行うことにより、履修することができる。
- 2 教職課程登録は、原則として2年次前期に行い、別途指定する方法により教職課程履修費を納入するものとする。このとき、履修費納入以外の特段の選考は行わない。
- 3 2年次後期以降に教職課程登録を希望する場合には、4年間の在学中において教育職員免許状（以下「免許状」という。）が取得できないことがある。
- 4 学校図書館司書教諭課程は、教職課程登録を行い、かつ、別途指定する方法により学校図書館司書教諭課程履修費を納入した者が履修することができる。
- 5 本学の学部学科を卒業した者が、教職課程科目履修生として教職課程を履修する場合には、次の事項を充足した上で、成蹊大学科目等履修生規則の規定に基づき履修することができる。
 - (1) 教職課程科目履修生としての所属は、原則として、在籍した学部学科に所属するものし、取得できる免許状・教科は、当該学部学科で認定を受けている学校種・教科に限る。ただし、教職課程科目履修生として履修しようとするときに、在籍した学部学科が存在していない場合には、履修状況を勘案し適切な学部学科に配属させるものとする。
 - (2) 標準の履修期間は、概ね2年とする。ただし、教職課程関係科目の履修状況によっては、2年を超えて教職課程科目を履修しなければならないことがある。
- 6 本学大学院に在学する者が、一種免許状取得のために教職課程を履修する場合には、次の事項を充足した上、成蹊大学科目等履修生規則の規定を準用して履修することを認める。
 - (1) 取得できる免許状・教科は、原則として、所属する大学院研究科専攻の基礎となる学部学科で認定を受けている学校種・教科のものに限る。
 - (2) 標準の履修期間は、概ね2年とする。ただし、卒業した大学学部学科における教職課程認定状況及び教職課程関係科目の履修状況、大学院科目の履修状況等によっては、2年を超えて教職課程科目を履修しなければならないことがある。

II 教職課程を履修する学生に求める素養、心構え

教職課程を履修するにあたっては、次の素養、心構えをもって履修することが望ましい。

- (1) 学校教育と教職のあり方について深く考え、学び、教師としての専門的力量的基礎を具えられるようにすること。
- (2) 所属学部学科での卒業に必要な修得単位数とは別に、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」などの科目の履修と単位の修得が必要なことから、不断の努力と熱意をもって履修すること。
- (3) 教員免許状の取得が、教職に就かなくても、広い意味での教育活動に携わる場合には有意義なものとして評価されることを意識すること。
- (4) 他の教職志望の学生の支障にならないようにすること。
- (5) 教育実習先での生徒の学習権を侵害しないようにすること。

Ⅲ 教職課程科目の履修（教育実習を除く。）

- 1 教職課程における「教職課程科目」の対象は、原則として教育職員免許法施行規則に定める「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」「教科の指導法に関する科目」「大学が独自に指定する科目」のほか、本学で登録者向けに開設する「広域基礎科目」「各学部で特に登録者のみに履修を認める教科に関する専門的事項の科目」とする。
- 2 前項の教職課程科目は、別に定めるものを除き、登録者（以下「登録者」という。）のみ履修を認めるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、1年次に配当される教職課程科目は、教職課程登録がない者でも履修を認める。
- 4 教職課程登録後、半期又は1年間以上の海外留学を行う場合には、4年間の在学中において免許状が取得できないことがある。この場合において、特に3年次後期以降に海外留学を行う場合には、4年間での免許状取得はできない。
- 5 教職課程の履修を取り止める場合は、原則としてあらかじめセンター（以下「センター」という。）に申し出るものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、教育実習申請後に教職課程の履修を取り止めることは、原則として認めない。

Ⅳ 教育実習の履修

- 1 4年次に行く教育実習にあたっては、原則として前年度の5月10日までに、教育実習を希望する学校（以下「実習校」という。）と交渉し、内諾を得ることとする。ただし、5月10日の時点で実習校から内諾が得られない場合には、実習校における受入れプロセス等を確認した上で、その状況をセンターに報告するとともに、受入れの可否が決定次第速やかにセンターに報告するものとする。
- 2 教育実習を履修するためには、原則として教職課程規則第16条に規定する要件を満たさなければならない。
- 3 前項の要件を満たす場合であっても、教職課程で別途義務付けている講演会等の出席状況、各種書類等の提出状況等によっては、教育実習の履修を認めないことがある。
- 4 教育実習履修者は、教育実習を行う年度に、別途指定する方法により教育実習費を納入する。
- 5 教育実習を行う予定の年度の後期から休学又は留学（以下「休学等」という。）をする者についての教育実習の履修の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 休学等の期間が半年の場合は、休学等の終了後の年度に改めて通年で教育実習を履修する。この場合、休学等の前の年度の前期中に実習校での実習を行い、実習校から成績評価が提出されている場合には、改めて実習先での実習を行う必要はない。ただし、9月卒業を希望する場合には対応しない。
 - (2) 休学等の期間が1年の場合には、あらかじめ教職課程において当該学生の休学等の理由、状況等を確認したうえで、休学等の前の前期を引き継ぐ形で休学等終了後の後期で教育実習を継続しての履修を認めていただくよう、当該学生の所属する学部へ依頼する。

Ⅴ その他

- 1 登録者に対する学生支援については、別に定める。